

# **第1章**

## **帯広市環境基本計画の 基本的な考え方**

## 1. 私たちのまわりで起きている環境問題

今、地球上のいたるところでさまざまな環境問題が起きています。地球規模での環境問題は、地球温暖化を始めとした、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、酸性雨、砂漠化などがありますが、いずれも自然のもつ回復力の限界を超えた、私たち人間の活動規模拡大による環境負荷の増大が原因となっています。

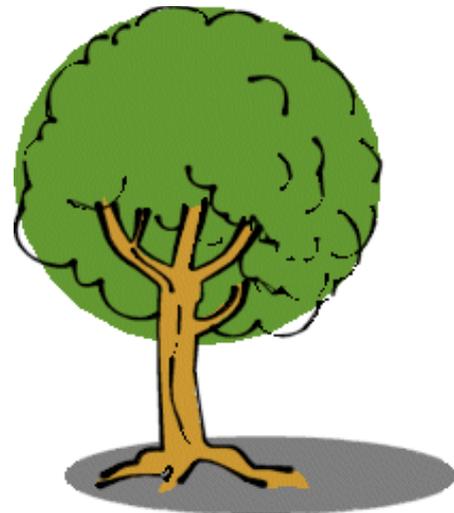
私たちの身近な環境問題としては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害の他に、多量に出されるごみの問題、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質の氾濫による健康への影響と生態系のかく乱などがありますが、これまでの資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる私たちのライフスタイルと身近な自然の減少が原因となっています。

特に地球規模での環境問題は、被害や影響が一つの国や地域にとどまらず、地球規模にまで広がってしまっているため、発生原因を正確に分析することは困難ですが、有効な対策を講じなければ人類の生存そのものを脅かしかねない、将来世代にも関わる非常に重大な問題です。

近年、地球温暖化の問題が大きく取り上げられています。平成19年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>※1</sup>第4次評価報告書統合報告書によると、地球温暖化の進行は疑う余地はなく、20世紀半ば以降に観測された地球の平均気温の上昇のほとんどは、人間の活動によって排出された温室効果ガス<sup>※2</sup>の増加に

よって引き起こされた可能性が高く、今のままでは21世紀中には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化が引き起こされ、世界の気候に大きな変化が生じると予測されています。気候の変化により、生態系への影響や、数億人規模の水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、私たちの経済・社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性があると言及されています。

「環境問題」は、身近なものから地球規模のものまでさまざまなレベルで起こっていますが、いずれも私たちの活動に起因するものであり、私たちの生活と深い関わりを持っていることから、認識を新たにして環境保全に取り組んでいく必要があります。



### ※1 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

### ※2 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 2. いままでの国の取り組み

地球環境時代の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として、環境基本法が平成5年11月に公布、施行されました。環境基本法は、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境にやさしい社会を築いていくための理念と方向性を示すものです。そして、社会経済活動や国民の生活様式のあり方を含め、社会全体を環境への負荷が少ない持続的発展が可能なものに移行させるため、多様な施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを定めたものです。

環境基本法に基づき、平成6年12月に環境基本計画が策定されました。平成12年12月に第二次環境基本計画が、平成18年4月に第三次環境基本計画が策定され、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」、「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」など、今後の環境政策の展開方向について示されるとともに、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」を長期的な目標として、21世紀最初の四半世紀を視野に入れた具体的な環境政策が示されました。

また、環境基本計画を効果的に実施するためには、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が環境基本計画に基づいて、公平な役割分担の下に、さまざまな施策、取り組みを自主的かつ積極的に推進するために連携、協力を密にし、環境保全に向け実際に行動することが必要とされています。

特に地方公共団体は、『環境基本計画に示された方向に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に

関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進める』必要があります。

地球温暖化対策に関しては、京都議定書<sup>※3</sup>で約束した温室効果ガス6%の削減に向けた「地球温暖化対策推進大綱」が平成14年3月に決定され、同年6月には京都議定書を批准するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が改正され、「京都議定書目標達成計画」の策定等が盛り込まれました。

また、内閣の地球温暖化対策推進本部が、平成20年4月に、「都市と暮らしの発展プラン」に位置づけた、温室効果ガスの大幅な削減など、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市である「環境モデル都市」を募集し、同年7月に、82団体の中から帯広市を含む6団体を環境モデル都市として選定しました（現在は13団体）。



### ※3 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たなしくみが合意された。2005年2月に発効。

### 3. この計画の趣旨及び活用方法は

帯広市は平成9年4月に施行した「帯広市環境基本条例」に基づき、平成12年3月に帯広市環境基本計画を策定しました。

この計画は、帯広市の環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示し、本市で暮らす市民、活動するすべての事業者、環境 NGO、行政が連携して、将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営める環境を確保するとともに、生きものたちも良好に暮らせる環境を確保していくことをめざしています。

環境に関わる個別計画や各種事業計画の策定と実施に当たっては、この計画を基本的な事業指針として活用していきます。また、市民・事業者は、この計画に基づき、よりよい環境づくりに向け、積極的な行動が求められています。

なお、社会情勢の変化によって計画の見直しが必要となったときには、この計画を見直します。

### 4. 対象となる期間と地域は

この計画は、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間を対象としています。そして、中長期的に展望できるような目標と施策の方向を定めています。

なお、この計画の中で述べる環境総合指標については、原則として平成20年度の資料を基に作成しています。

また、対象地域は帯広市全域（618.94km<sup>2</sup>）とします。そして、それぞれの地域の特徴を踏まえた上で計画を策定しています。

さらに、必要に応じて十勝全域の環境についても考慮しながら施策を展開していきます。

### 5. 対象とする環境の要素は

住環境から地球環境まで、「環境」はさまざまな要素や規模で語られます。従って、この計画で対象とする「環境」をあらかじめ整理しておく必要があります。

ここでは、地球環境、自然環境、人々の生活環境、生物の生息環境を柱に、これらを取り巻く「大気」「水」「森」「廃棄物」「資源」「地形」などの要素を対象とします。



## 6. 市民・事業者・環境 NGO・行政の役割と責務について

よりよい環境を守り、育て、創造していくためには、市民・事業者・環境 NGO・行政（市）の四者がそれぞれの役割に応じた行動をとっていく必要があります。

行政が行うべき施策の他にも、市民の日常生活や事業者の営業活動、環境 NGO の活動などで、環境に配慮した行動が展開されることが望まれます。

### ●市民の役割

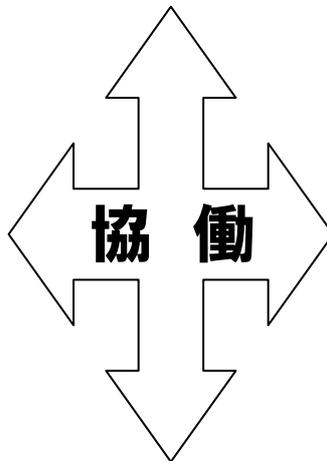
市民は、日常生活や地域活動などを通して、環境への負荷の低減とよりよい環境づくりに積極的に取り組むことを責務とします。

### ●事業者の役割

事業者は、営業活動や地域活動を通して、環境への負荷の低減とよりよい環境づくりに積極的に取り組むことを責務とします。

### ●環境 NGO の役割

環境 NGO は、各団体の公益的視点に立った多様な活動を通して、環境への負荷の低減とよりよい環境づくりに積極的に取り組むことを責務とします。

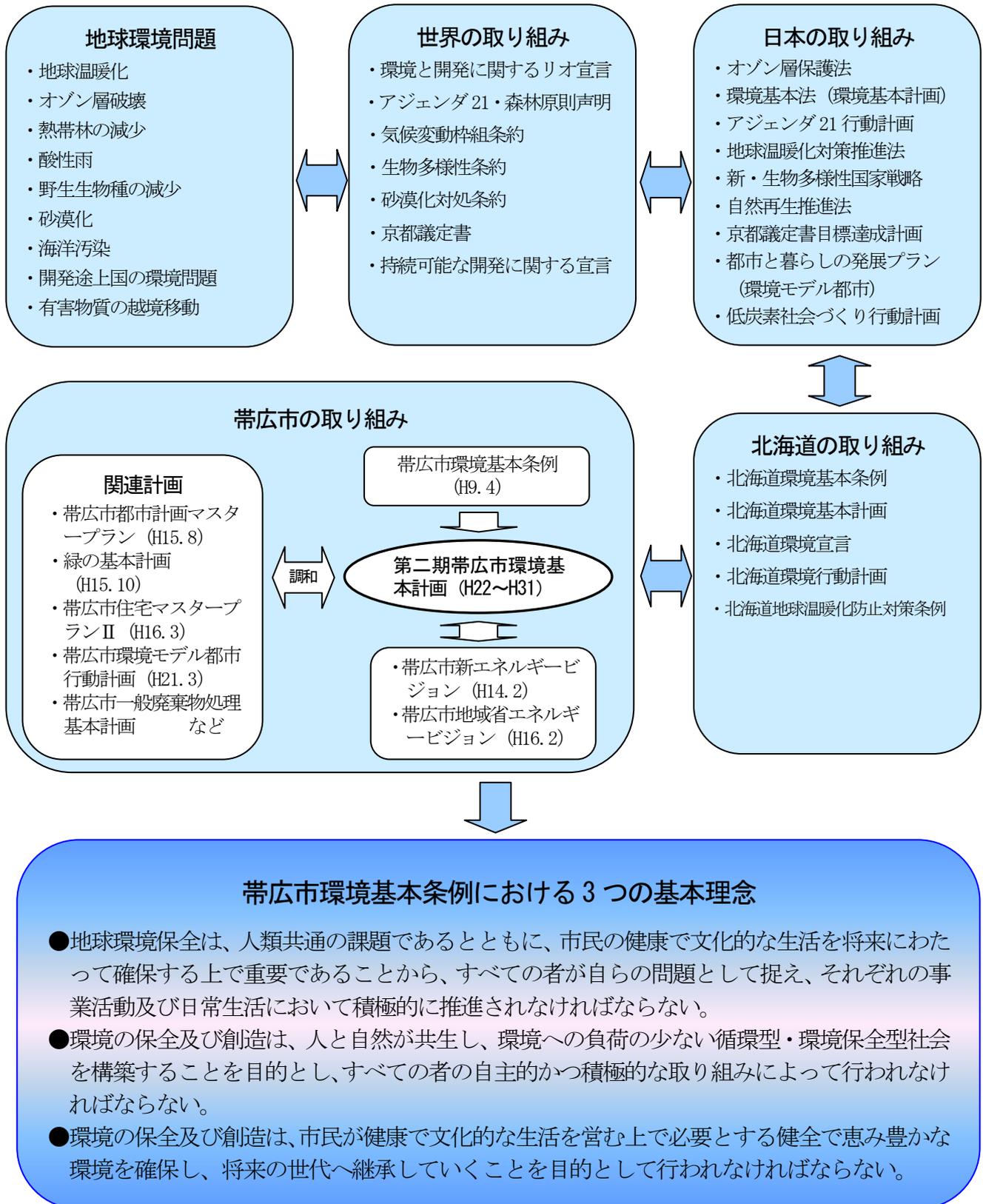


### ●行政の役割

市は、今後の各種施策の展開に当たって、「第二期帯広市環境基本計画」を基本的な事業指針として活用し、かつ全庁的に連携し本計画に掲げた理念や目標の実現をめざすことを責務とします。また、市民や事業者、環境 NGO の環境保全の取り組みを促すため、積極的な啓発活動及び率先した環境保全活動を行います。

## 7. 第二期帯広市環境基本計画の体系

第二期帯広市環境基本計画は、引き続き環境基本条例の3つの基本理念を踏まえ、取り組みを進めます。



第二期帯広市環境基本計画では、環境基本条例の3つの基本理念を踏まえ、7つの大きな環境目標を設定します。さらに、より詳細に環境問題を捉えていくために29の基本目標を設定するとともに、7つの大きな環境目標ごとに数値等の目標及び具体的な取り組みを定めます。

また、環境の現状を評価し、計画の進捗状況を把握するために、15の環境総合指標を設定します。

## 第二期帯広市環境基本計画における枠組み

